



| | |
|---------------|----------|
| インターネットでの情報提供 | |
| 提供予定月日 | 8月25日(水) |

| | | | |
|--------------------------|-------|-------|----------------------------|
| 令和3年8月25日(水) 県政記者クラブ配布資料 | | | |
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 生活衛生課 | 食品指導係 | 安江 智雄 | 内線 2562 直通 058-272-8284 |

販売された「真あじ」にフグが混入した件について

愛知県蟹江市のスーパーマーケット「バロー蟹江店」で8月23日(月)に販売された「真あじ」のパックにシロサバフグが混入していたことが判明し、当該事業者により商品の自主回収が行われています。

同一ロットの「真あじ」が、岐阜県、愛知県、三重県及び石川県に流通しており、シロサバフグが混入している可能性が否定できないことから、お知らせします。

なお、現在のところ、上記店舗の他、バロー新城店にて製品の混入が判明していますが、健康被害に関する情報は入っていません。

1 探知

8月25日 8時30分頃に株式会社バローから、「当該商品を販売したため、自主回収に着手した。」旨の報告が東濃保健所にあった。

2 自主回収の対象製品

商品名：真あじ(小)
 原産地名：石川県産
 販売形態：合成樹脂トレーパック入り又は対面販売
 加工年月日：令和3年8月22日～24日
 消費期限：令和3年8月24日～26日
 JANコード：2020329 で始まるもの

3 販売店舗及び販売量

スーパーマーケットバロー各店舗(愛知県51、三重県2、岐阜県47、石川県11)
 東海地区：968パック(8月23日～24日販売)
 北陸地区：142パック(8月22日～24日販売)
 ※対面販売量は把握できていない。

4 県民の皆様へお願い

食中毒防止のため、お手元に該当商品がある場合には、口にされないようにし、購入した販売店に返品してください。

※食中毒防止のため、一般消費者に対し未処理のフグを販売することは禁止されています。
 (昭和58年12月2日環乳第59号厚生省通知)

5 問い合わせ先

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 購入したスーパーマーケットバロー各店舗 店長又はサービスカウンター お客様相談室 フリーダイヤル 0120-81-3786 |
|--|

2021年8月24日（火）
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
食品衛生・監視グループ
担当 森・池川
内線 3254・3255
ダイヤルイン 052-954-6249

ふぐが混入した真あじのパックの販売について

海部郡蟹江町内のスーパーで2021年8月23日（月）に販売された「真あじ（小）」のパックにふぐが混入していた可能性があることが判明し、販売店であるバロー蟹江店が当該商品の自主回収をしている旨の連絡がありましたのでお知らせします。

当該製品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

1 商品の概要

商品名：真あじ（小）

消費期限：2021年8月25日（水）

包装形態：合成樹脂製トレーパック入り

本体価格：100グラム当り 58円

販売店舗：バロー^{かにえてん}蟹江店

^{あまぐんかにえちょうにしのもりながせしも}
海部郡蟹江町西之森長瀬下65-10

販売日：2021年8月23日（月）

販売数量：6パック（うち販売先不明5パック）

お問合せ先

販売店：バロー^{かにえてん}蟹江店

電話 0567-94-7500

2 本件が判明した経緯

愛知県津島保健所に、2021年8月24日(火)午前11時頃、バロー蟹江店から「消費者から2021年8月23日(月)に購入した真あじのパックに、ふぐが入っているとの申出があり、自主回収を行っている。」旨の連絡がありました。

津島保健所が確認したところ、スーパーで小分け販売した真あじのパックにふぐ(くろさばふぐ(推定))が混入していることが判明しました。

3 県民の皆様へのお願い

お手元に当該商品がある場合には、絶対に食べずにバロー蟹江店まで連絡してください。

4 ふぐの毒性

ふぐの有毒部位を食べた場合には、しびれ、運動麻痺等の神経症状が現れる可能性があります。重篤な場合には、呼吸停止により死亡することもあります。

愛知県ふぐ取扱い規制条例(昭和51年3月29日)抜粋

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)してはならない。ただし、ふぐ処理師、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者、同項の規定により飲食店営業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者(第十条の規定による届出をした者に限る。)その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

別添
表示



混入していたふぐ

